

深浦町職員採用試験のお知らせ（社会人枠）

【令和8年4月1日付け採用予定】

深浦町職員採用試験を次のとおり実施します。

なお、第一次試験は、「SPI3（総合適性検査）」により実施します。

申込方法	受験申込書及び履歴書を令和7年9月16日（火）までに提出してください【必着】 ※写真は3ヶ月以内に撮影したもの
第一次試験	日 時 令和7年10月5日（日） 午前10時～ （受付 午前9時30分～午前9時45分） 会 場 深浦町役場 町民文化ホール ※ペーパーテストでの試験になります
第二次試験	第一次試験合格者に後日、日時・場所等を通知します 試験方法：作文及び個別面接試験

1 職種・採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
一般行政職	若干名	①昭和51年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で高等学校卒業以上の学歴を有し、活字印刷文の出題に対応できる者 ②民間企業等における職務経験を令和7年3月31日現在で5年以上有する者

（注1）「民間企業等における職務経験」には、民間企業のほか、国、地方公共団体、各種法人や団体及び雇用関係が成立する組織、業務に従事していたことを証明できる自営業等も含まれます。

（注2）「5年以上」とは、それぞれの企業・団体等で週30時間以上の勤務を1年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であること。

（注3）勤務期間の計算は、月単位で行い、月の途中で就職又は退職したときは、その月は全て就業していたものとみなします。

（注4）二次試験合格後に職務経験を証明する書類を提出していただきます。その際、5年以上の勤務期間が確認できない場合には、合格を取り消します。

※ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 深浦町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法及び内容

試験種別	区分	内 容
第一次試験	S P I 3 検査	ペーパーテスト（マークシート方式） ①能力検査（言語・非言語） ②性格検査 （110分※） ※すべての検査時間を合計したものです 検査所要時間は受験者により異なります
第二次試験	作文試験 面接試験	文章による表現力、思考力等の能力について評価 個人面接により、職務に必要な態度等について評価

3 試験日・会場等

試験種別	試験日	試験会場	合否の発表時期等
第一次試験	10月5日（日）	深浦町役場 町民文化ホール	10月中旬頃に受験者全員に郵送にて通知（合格者に第二次試験案内）
第二次試験	11月3日（月） （予定）	深浦町役場 （予定）	12月中旬（予定）までに第二次試験 受験者全員に郵送にて通知

4 受験手続

1) 提出書類

- ①受験申込書
- ②履歴書（写真付）

※提出書類は、深浦町ホームページからもダウンロードできます

2) 申込期限 **令和7年9月16日（火）まで【必着】**

3) 提出先

〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2
深浦町役場 総務課 行政係
電話 0173-74-2111

※持参の場合は、平日：午前8時15分から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）

※郵送の場合は、封筒表面に「試験申込」と朱書きし、簡易書留で送付してください

4) 受験票について

9月25日（木）に受験票を発送する予定としておりますが、9月30日（火）までに届かない場合は、速やかに深浦町役場総務課行政係まで連絡してください。

5 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

なお、採用の時期は、令和8年4月1日以降になります。また、最終合格者であっても、採用までに次の事項に該当した場合は、最終合格を取り消すことがあります。

- 1) 採用試験の受験資格を有しないことが明らかになった場合
- 2) 虚偽又は不正行為があったことが明らかになった場合
- 3) 心身の故障のため、職員としてその職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかになった場合
- 4) 職員としての適格性を欠くことが明らかになった場合
- 5) 地方公務員法に定める欠格条項に該当することとなった場合

6 給与・勤務条件等（令和7年4月1日現在）

1) 初任給

行政職（高卒程度） 194,500円

※職歴等により加算されます。昇給は原則として年1回行います

※当町では、令和5年4月1日採用の職員から初任給基準を見直し、引き上げを行っております

2) 諸手当

6月、12月に期末・勤勉手当が、11月から3月までは寒冷地手当が支給されるほか、支給条件に応じて通勤手当等が支給されます。

3) 勤務時間・休暇等

①勤務時間 原則として月曜日～金曜日 8時15分～17時

②休暇 年次有給休暇（年20日 4月1日採用の場合は、採用の年に限り15日）、病気休暇、特別休暇等

7 その他

1) この試験の問合せ先は、次のとおりです。

深浦町役場 総務課 行政係

電話 0173-74-2111（内線214）

2) お問い合わせの際は、必ず受験者本人がお問い合わせください。

3) 個人情報の管理

登録された個人情報は適正に管理し、試験の実施にあたり必要と認められる情報は、十分に留意したうえで当該情報を業務委託先に提供します。なお、提出された書類等は一切返却いたしません。